

「携帯型の空間除菌用品の一連の報道につきまして」

令和 2 年 5 月 18 日
ナノクロシステム株式会社

令和 2 年 5 月 15 日付で消費者庁よりリリースされた「携帯型の空間除菌用品の販売事業者 5 社に対する行政指導」についてお知らせ申し上げます。

弊社は、今般の消費者庁による行政指導を受けた販売事業者 5 社に該当しておりません。

弊社製品「nanoclo2」は 2014 年のブランド発売以降、消費者庁の指導に沿った広告表現を徹底し、優良誤認、薬事法抵触に細心の注意を払っており、

発売以来、消費者庁の指導を一度も受けたことはございません。

Nanoclo2 は安全性が担保される濃度でのウイルス、菌に対する除菌効果に関して、客観的な第三者機関の試験データを取得しております。

試験データと一般の生活環境は異なる為、「ご使用環境により成分の広がりは異なります。すべてのウイルス・菌を除去するものではございません。」

と使用環境により効果の違いがあることを、明確に示しております。

私たちは、製品を安心してより快適にご利用いただくために、「nanoclo2」の発売以来、常に安全性と効果に関して研究開発を重ね、

製品のバージョンアップを図っております。

今後も弊社では web サイトで使用する表現について、誤解のない表記を行いお客様に納得してご利用頂ける製品・表示作りに取り組んでまいります。

今後ともご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

(上記、ナノクロシステム社ホームページより抜粋)